

平成 年 月 日

坂戸、鶴ヶ島下水道組合 管理者 あて

請負者 住所又は所在地
商号又は名称
代表者名

印

建設業退職金共済証紙購入状況報告の遅延理由申出書

下記の工事に係る共済証紙につきましては、契約後1ヶ月以内に報告することができません。

つきましては、工事完成時までのうち速やかに発注者用掛金収納書を貼付した建設業退職金共済証紙購入状況報告書を提出します。

工 事 名	
契 約 年 月 日	平成 年 月 日
共 済 証 紙 購 入 予 定 時 期	平成 年 月 日
共済証紙を購入し期限内に報告ができない理由	

※ この報告書は、契約締結後1ヶ月以内に共済証紙購入報告書の提出ができないときにあらかじめ発注課へ提出してください。

建設業退職金共済証紙購入状況報告の 遅延理由申出書作成上の注意

この申出書は、500万円以上の工事請負契約を締結した場合に、契約締結日から1ヶ月以内に提出しなければならないこととされている「建設業退職金共済証紙購入状況報告書」について、期限内に提出することができない特別な理由がある場合に、あらかじめ提出しなければならない。

1 遅延理由申出書の書き方

- (1) 「工事名」、「契約年月日」は、契約書のとおり記入すること。
- (2) 「共済証紙購入予定時期」は、必ず記入すること。なお、証紙購入後は工事完成時までの間に速やかに「建設業退職金共済証紙購入状況報告書」を提出すること。
- (3) 「共済証紙を購入し期限内に報告ができない理由」は、例えば、工事契約締結当初は工場製作の段階であるため建退共制度の対象労働者を雇用しない等である。